

第3章 計画の推進と進行管理

(1) 計画の推進体制

本計画の推進のためには、より多くの町民が参加するポピュレーションアプローチとよりリスクの高い人に個別に関わるハイリスクアプローチの二つの方法を柔軟に組み合わせながら、生活環境面の対応も併せて取り組むことが必要です。また、行政だけでなく、様々な分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、学校、地域、その他の関係機関・団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

(2) 目標指標

高森町の現状を踏まえ、第3次健康づくり推進計画の目標指数は表1のとおりに設定します。この指標をもとに、高森町でも毎年の保健活動を評価し、次年度の取組みに反映させることにします。

(3) 計画の公表・周知

本計画を町民へ広く周知するため、広報誌やホームページ等を活用します。健康づくりは、町全体の問題として、住民と行政が一体となって取組みを展開していく必要があるため、計画推進に関わる関係機関等に対して、町全体で取組みを推進していく策を検討します。

(4) 個人情報の保護

個人情報の保護に関する各種法令・ガイドラインに基づき、庁内等での利用、外部委託事業者への業務委託等の各場面で、その保有する個人情報の適切な取り扱いが確保されるよう措置を講じます。